

平成28年度鳥取県市町村創生交付金 対象事業

(1) 基本交付額分

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	障害者住宅改良助成事業 心身障害者の在宅生活を支援するため、段差の解消等居住環境の整備に対して助成を行う。	899
2	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	高齢者等居住環境整備助成事業 介護保険制度の要支援以上の認定者の在宅生活を支援するため、段差の解消等居住環境の整備に対して助成を行う。	666
3	3 福祉保健の充実 (3) 身体障害者その他の就職困難者に対する就職準備のための助成に要する経費	特定新規学卒者就職支度金支給事業 身体障害者その他の就職困難者など新規学卒者の常用就職を容易にするため、就職準備のための支度金を支給する。	0
4	3 福祉保健の充実 (4) 地域住民の健康増進を図るために必要な経費	新生児聴覚検査助成事業 新生児聴覚検査の費用の一部を助成し、育児支援を行う。	46
5	6 農林水産業等の振興 (2) 農地の賃借及び農作業の受託を行う認定農業者等に対する助成に要する経費	担い手規模拡大促進事業 地域の担い手である認定農業者等が農業規模拡大を目的に町内の農地を借り受ける際に、賃借料相当分を助成することで農地集約と有休農地の解消を図る。	40
6	6 農林水産業等の振興 (5) 地産地消意識の高揚及び普及定着を図るための活動及び食育に関する取組に要する経費	食育推進事業 食育推進の啓発のための講演会及び食育イベントを開催する。	59
7	7 人権尊重の社会づくりの推進 (1) 人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費	人権教育推進員設置事業 人権教育推進員を設置し、人権問題学習活動の指導助言や学習相談を推進する。	2,211
8	7 人権尊重の社会づくりの推進 (2) 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費	生活相談員設置事業 生活相談員を設置し、地区住民の生活相談に応じ必要な助言指導を行う。	2,497
9	8 地域文化、芸術の振興 (2) 文化財(市町村指定が見込まれるものを含む。)の補修又は活用に要する経費	石谷家住宅維持修繕事業 重要文化財として公開している石谷家住宅の破損等の修繕を行う。	2,638
10	8 地域文化、芸術の振興 (2) 文化財(市町村指定が見込まれるものを含む。)の補修又は活用に要する経費	石谷家住宅庭園管理事業 重要文化財として公開している石谷家住宅の庭園の維持管理及び補修を行う。	4,536
11	8 地域文化、芸術の振興 (3) 小・中学校等で行う音楽、演劇等の芸術鑑賞会の開催に要する経費	青少年劇場巡回講演開催事業 芸術鑑賞の機会が少ない小規模校の児童に対して、優れた芸術を鑑賞する機会を等しく提供し、豊かな情緒を培い、健全な育成に資する。	309

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
12	9 市町村の自主的な行政運営	同和地区高等学校等就学奨励金支給事業 町内の同和地区に居住する者の子で、経済的に就学が困難な家庭環境にある高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学並びに各種専門学校及び養護学校高等部在学者に対し、就学奨励金を支給する。	3,588
13	9 市町村の自主的な行政運営	就労創出調査委託事業 ソーシャルワークやソーシャルビジネスが今後町内の雇用創出につながる可能性等について調査を行う。	1,000
14	9 市町村の自主的な行政運営	智頭町定住促進対策事業 45歳未満の若者の定住を促進するため、住宅の新築または改築を行った場合に事業費の1/2を助成する。	3,000
15	9 市町村の自主的な行政運営	智頭町店舗改修事業 店舗改修に要する費用の一部を補助することにより、店舗の活用の促進を図り、地域経済の活性化に寄与する。	706
16	9 市町村の自主的な行政運営	智頭町新規創業・開業支援事業 町内で新たに創業する者に対し、事業に要する経費の一部を補助することにより、商業の振興を図る。	1,000
事業費 計			23,195

(2) 調整交付額分

	対象分野名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1	④地域コミュニティの形成	疎開保険事業 災害支援を切り口とした地域間交流、物流、商流による地域おこしを行う。	1,041
事業費 計			1,041

平成28年度交付決定額の算定方法

(単位：千円)

基本交付額分		
対象事業費 〔①〕		23,195
基本交付基準額 (①×1/2 千円未満端数切り捨て) 〔②〕		11,597
基本交付額 〔③〕		10,100
②と③のいずれか低い額 〔④〕		10,100
調整交付額分		
対象事業費 〔⑤〕		1,041
調整交付基準額 (事業ごとの事業費×1/2 (1事業の上限1,500千円 千円未満端数切捨て) の計) 〔⑥〕		520
⑥を上限に採択状況に応じて配分した額 〔⑦〕		520
平成28年度 交付額 〔④+⑦=⑧〕		10,620
平成27年度 精算額 〔⑨〕		0
平成28年度 交付決定額 〔⑧+⑨=⑩〕		10,620